

「遺伝子組換え食品に関するリスクコミュニケーション」の概要

- 1 日 時 平成23年2月16日(水) 10:00~12:00
- 2 場 所 釧路市観光国際交流センター研修室
- 3 出席者 消費者ほか30名
- 4 内 容

■ 遺伝子組換え作物について資料に基づき説明。

○ GM条例はこのまま堅持してほしい。

表示の5%基準は消費者の意識とギャップがある。表示がなければ、普通消費者は混入率が0だと判断する。EU並にしてほしい。国の考え方はどうか。

→ 混入許容率5%について国が考え方を变えるという話は聞いていない。道としては、EU並みの基準設定について、国に提案しているところ。

○ 豆腐や納豆には表示義務があつて、食用油や砂糖には表示義務がない、というルールは納得できない。消費者としては、原料が何なのか知りたい。国は消費者の知る権利を尊重してほしい。食品による表示区分はなくしてほしい。

表示の「不分別」ルールは分かりにくい。知識がない人には分からない。

EUと同様、「使用」、「不使用」の2区分としてほしい。

→ 食品衛生法にかかわる話だが、組換えDNAによって作られるタンパク質やDNAが直接食品中に含まれない食用油や砂糖は表示対象外というのが国の考え。

また、誰にも分かりやすい表示は必要だと思う。

道としては、国に対しすべての食品における表示義務、消費者の不安に応える取組の強化を提案している。

○ 北海道は食糧基地で、これからは海外への輸出もあり得る。GM作物が入ってくると、北海道の安全・安心なイメージが壊される。

→ 平成20年度に実施した道民の意識調査結果がその後大きく変わっているとは思っていない。平成23年度にGM条例の点検・検証を予定しているが、道民の皆さんの意向を十分踏まえて検討していきたい。

○ 資料の19ページにアルファルファがあるが、なぜか。

BSEの原因は未だ不明だが、アングラ情報によれば本当は原因が分かっているのに、それを明らかにすると大企業が困るから情報操作をして「分からない」としているという話も聞く。GM作物についても、同様に資本の論理による情報操作があるのではないか。

→ アルファルファはもやしとして食品に利用している国がある。

情報操作があるかどうかについては分からないが、そのようなことが起きないように監視するためにも、我々道民一人ひとりがしっかり勉強して適切な判断力を持つことが大切だと思う。